

# 福祉文教常任委員会会議録

令和6年3月4日

忠岡町議会

## 忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和6年3月4日（月）午前10時00分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

|              |       |
|--------------|-------|
| 福祉文教常任委員会委員長 | 前川 和也 |
| 〃 副委員長       | 二家本英生 |
| 〃 委員         | 小島みゆき |
| 〃 委員         | 三宅 良矢 |
| 〃 委員         | 尾崎 孝子 |
| 〃 委員         | 河野 隆子 |
| 議長（オブザーバー）   | 北村 孝  |

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

|              |       |         |       |
|--------------|-------|---------|-------|
| 町 長          | 杉原 健士 | 副 町 長   | 井上 智宏 |
| 教 育 長        | 富本 正昭 | 町長公室長   | 立花 武彦 |
| 秘書人事課長       | 中定 昭博 | 財政課長    | 岩佐 式人 |
| 健康福祉部長       | 泉元 喜則 | 地域福祉課長  | 藤原 直臣 |
| 高齢介護課長       | 武藤 優子 | 保険課長    | 泉 亜希  |
| 健康こども課長      | 谷野 彰俊 | 教育部長    | 二重 幸生 |
| 教育部理事兼学校教育課長 |       | 教育みらい課長 | 森野 英三 |
|              | 石本 秀樹 |         |       |
| 学校教育課参事      | 三好 泰隆 | 学校教育課参事 | 村田 真隆 |

### 1. 本議会の職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 主 査  | 酒井 宇紀 |

委員長（前川和也議員）

おはようございます。

皆様方には、ご参集くださいますとありがとうございます。

ただいまより福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（前川和也議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

なお、本日の出席委員は、全員6名ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、12番の河野委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。早朝よりご参集いただきまして、ありがとうございます。

福祉文教常任委員会、皆様方にいろいろとご審議していただかなければならないわけでごさいますけれども、忠岡町、少子・高齢化の中で人口減少の中でもありながら、いろんな意味で住民サービスに応えていかなあかんという中でですね、放課後の部分で時間延長とかいうものも入ってます。その辺も踏まえながら、住み続けたいまち、また住んでいただきたいというようなまちづくりのために頑張っていかなければならないという意味でも、頑張っていまらなあかんということを、常々肝に銘じていますので、どうか皆さんよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案6件を議案書に基づき、議事を進めてまいります。

発言の際は、「委員長」と言っていただきまして、私が指名してから発言していただきますようによろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

案件．令和６年第１回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（前川和也議員）

まず１つ目、議案第７号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、担当課より説明を求めます。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

議案書１９ページをお願いします。議案第７号、忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。議案第７号生涯学習課資料をご覧ください。

令和４年、国におきまして児童福祉法が改正されました。その改正の中で、児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、児童の安全の確保に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。それを受けまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が発出され、放課後児童健全育成事業については令和５年４月１日より安全に関する事項についての計画（以下、安全計画と言いますが）を各事業所において策定することを義務づけることとなりました。ただし、１年間は努力義務で、令和６年４月１日から義務化となります。このような経過がございましたので、今回、安全計画に関する条文を町条例に追加するものでございます。

改正による影響でございますが、統一的な安全計画を策定することで、指導員にとってより確実な対応が可能となり、子どもたちのより一層の安心・安全につながるものと期待しております。

なお、国が示している安全計画のひな型を添付させていただいております。また、新旧対照表についても添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上です。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これ、４月１日から義務化となるんですが、この策定についてはもうされていて、これはどのような形で公表されていくものなののでしょうか、教えてください。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

現在、作成中ですが、ほぼほぼ出来上がってはきております。できるだけ早い段階で策定をしましてですね、まずは指導員に対して周知徹底を図るところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

公開方法はどのような形で。要は、職員さんとかだけではなくて、これは一般の目にも触れるものなのか、要はクローズで、例えば建物の中にバーツと貼って終わりというような、あるじゃないですか、よく何とか計画、これはどこの、高齢者とかあんなんでもありますけど、そういったものなのか、こういったものなんですか。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

例えばホームページとかですね、そういった部分で公表というのは特段は考えておりません。今おっしゃるとおり、施設のほうでの管理についての事柄でございますので、施設のほうできっちりとそれを確実に行っていただくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これはもう施設と、要はそれを管理する行政との内々のものという感じで捉えたらいいということですね。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

はい、そのとおりでございます。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。河野委員。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（河野隆子議員）

これ、努力義務から義務化となるということで、条例になるわけなんですけど、それ以前にやっぱり児童の安全の確保というのは、もちろん子どもさんを預かる行政としては必要であるというふうに思うんですが、それについて今までと今回この条例をつくるに当たって、どういうふうになるのでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

一番の違いといいますか、それは、今回つけさせていただいてますが、国のほうからひな型という形で示されておりますので、それに沿って策定をしてみたいと思います。それによってですね、先ほども申し上げたとおり、指導員さんにとっても安心につながるのかなというところを期待しておるところでございます。

なお、今までに関しましてはですね、当然、一定のマニュアルであるとか、そういった部分を事務局のほうからお示しして、それに沿って日々運営のほうは行っていただいておりますので、その辺り、より確実にですね、こちらのほうも義務化となっておりますので、細かい部分も含めて国の示しているとおりの指導員さんのほうに示せるのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

一定のマニュアルはあったけれども、今回このね、つけていただいておりますけれども、国のひな型に沿って作成するということですが、先ほどの答弁の中でも、指導員さんに周知徹底していくということなんですけど、4月から委託になるわけですよね。委託になると、直接町が指導員さんにいろいろ指導とかはできないですよね。ではないですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

もちろん委託されますので、身分は当然その民間企業さんのほうに移管はされると思いますが、そもそもうちが委託しておりますので、その企業さんを通じてですね、指導員さんに対しては当然同じような指導をされるというふうに我々は考えておりますので、何ら変わるものではないのかなというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、委託先のその企業さんに、このようなことを、この安全計画ですか、こういったものをつくって、企業さんに言って、企業さんから指導員さんに下りていくと、そういった形になるんですかね。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

流れ的にはそういう形になります。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今までね、その延長1時間ということは、父兄からのいろいろな要望がずっとあったわけですから、4月からできると、そういった点では私たちも良かったかなというふうには思うんですが、委託でありますので、町がどこまで関わっていただけるか、そこが大変心配するところなんです、このようにひな型、いろいろ安全計画例で載せてつけていただいているんですが、これをつくるに当たってね、やっぱり保護者、そういった方も一緒になってこういうような計画をするんですかね。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今回の計画に関してはですね、ご覧いただけたら分かるかなと思うんですが、あくまでも事務局といいますか、サービスを提供する側の計画になりますので、今おっしゃられているような保護者の、もちろん今後何かあったときとか要望があれば、その辺りはもちろん含みはしますけども、取りあえずは町側のほうで決めさせていただくというところかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

これは安全計画の分は、ほかの関係者以外が見ることはないんだろうというふうに思うんですけど、これは保護者の方には、こういったのはお配りになるということなんですかね。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほど申し上げたとおり、我々がつくってですね、指導員さんのほうにお示しするという形になりますので、特段保護者に対して周知というのは今のところは考えてないですけども。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、これを保護者の方にお渡しして意見を聞くといったところはないんだけれども、やはり保護者会というのが学童保育の中ではないですよ。ないですね。ですので、やっぱり保護者の方が、こういったところはこう直していただきたいとか、そういった要望、意見というのはやっぱり反映できるようにはしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。



教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

保護者様のご意見といいますのは、当然我々も日々お伺いはしておりますので、その辺りで取り入れるべきものは取り入れさせていただいておりますので、今後も同じような形になろうかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

やはり保護者の方の意見なんかは反映していつていただきたいというふうに思うんですが、やはり今回、民間に委託するわけですから、ちょっと心配するところはね、直営でないから忠岡町がきっちりとそこは見ていただけるんかなというところをちょっと心配しているところなんです。

で、これは作ったというところですが、定期的にこの安全計画、運営に関する意見とかは、ちゃんときっちりと忠岡町、そして保護者の意見も聞いていただけるというところでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

民間委託となりますが、これまでも申し上げてるとおりですね、我々が管理して、内容のことにしても当然我々が指示といいますか指導といいますか、そういったことに関しては今までと何ら変わりなく続けてまいりますので、ご安心いただけたらというところですね、あとは先ほど来申し上げてるとおり、保護者等からのご意見に関しましても、取り入れる部分に関しては取り入れさせていただいておりますので、その辺りも何ら変わることはないというふうに我々は考えておりますので、ご理解いただけたらなというふうに考えております。

委員長（前川和也議員）

他にございませんか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっと追加で。先ほど原則公表しないということでおっしゃってあったと思うんですが、内々のものなのでということやったんですけど、例えば請求すれば何らかの形で情報というのは出してくれるものなんではないでしょうか。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そうですね、そういう手続を取っていただければ、出せる部分は出させていただきます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは行政に対してということですね。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

こういったものは行政文書になりますので、行政に対してという形になります。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にご質疑いかがでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

先ほど、この策定について保護者の方に周知というか、見せることはないとおっしゃってたんですけども、今回、条例の改正の中の第7条の2の3項ですかね、そこに育成事業者は利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないと書いてるんで、これ、保護者に対しては周知していくというものの条例でよろしいでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

ちょっと言葉足らずで申し訳ないんですけども、例えばですね、避難訓練に関して、毎月こういった避難訓練をしますよとかというような取組をこの計画の中に盛り込んでいくという形にはなっております。そういった部分に関しましてはですね、当然ながら何月の何日にこういう避難訓練をしますよというのは、当然保護者のほうに対しても事前に周知というのは、これまでもしてましたし、今後もしてまいりますので、そういった部分で言いますと、今おっしゃられてるような保護者に対する周知という部分に関しては、もちろんします。申し訳ない。私は、これ全てをとということではないということなので答弁させていただきましたので、その辺りご理解いただけたらなというふうに思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

分かりました。やっぱりそういったような避難訓練とかって、保護者との連携とかもきっちりしていかないと、やっぱり何か安全管理というのは一番大事なところだと思うんで、その辺はきっちりしていただきたいと思います。

で、あと、この計画策定してから、この計画がちゃんとできてるかどうかのチェック体制については、今後どのような形で行っていくか、教えていただきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今回、民間委託という形になりますので、その辺りですね、我々の職員のほうが定期的に訪問した上で、きっちりとその辺り、計画どおりできてるかという部分に関してはですね、当然ながら把握をして、仮にできていないとか、ちょっと足らへんとかという部分に関しては、指導なり改善のほうを指導していくかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

他にございませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続きまして、討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

委員長（前川和也議員）

なきようですので、討論も終結いたします。

採決を行います。

議案第7号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第8号 忠岡町町民運動場等設置及び管理条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

議案書の23ページをお願いします。議案第8号、忠岡町町民運動場等設置及び管理条例の一部改正について、ご説明いたします。議案第8号生涯学習課資料をご覧ください。

今回、改正いたしますのは、現在、子どもの広場管理規定において定めている2つの公共施設、忠岡中1丁目1429番地の4、並びに忠岡南3丁目1208番地の1について条例化するものであります。管理規定から条例に移行するものですので、特段の影響はございません。

説明は以上です。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この2つの広場ですね、これは規定であって、そもそもこれは昭和54年制定で管理規定ができてるわけなんですけれども、そもそもこれは条例化にしないといけなかったとい

うふうにと思いますが、なぜ条例にしなかったのか、その当時ね。随分古い話ですけども、その点についてご説明お願いできますか。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

すみません、今のご指摘に関しましてなんですが、何分過去のことでございますので、正確なところはちょっと把握しかねておるところでございます。ただ、例えば次の用途が決まっていたりとかというような場合ですね、いきなり条例化せずに、規定とかそういった形で一旦そこで管理をしといて、事業化された場合に次の条例に改正するというような形をとっておったのではないのかな、その名残なのではないのかなというところなんです。正確なところは、申し訳ないんですが、ちょっとそこまで把握できておりません。

今回、長年放置していた部分をですね、きっちりと条例に変えるということでご理解いただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

通常ならば、このときに条例化をして、何か後で目的を変える、何か代替え、何かつくといったときに、またその条例を改正しないといけないと。そういった、こんなことあってはなりませんけれどもね、そこがあったのかなというふうに予想されるわけなんですけども、それは行政としてね、すぐやったらよかったけども、もう54年からずっと放置ですからね。そのところは、やっぱり条例化きちっとしなかったというところは、どういったふうにお考えでしょう。これはちょっと公室長にお聞きしましょうか。公室長、いらっしゃいますか。

委員長（前川和也議員）

公室長、ご指名入りましたけど、答えられますか。

河野委員、もし公室長にお求めになられるんやったら、もう一度ちょっとお願いできますか。

委員（河野隆子議員）

はい。公室長、あのね、そもそも昭和54年にこれ条例化してなかったと。管理規定で54年のまますうっとほったらかしで、ほんとはこのときに条例化をしなかったというところはなぜかという、今ご説明あったように、すぐにまた何かをそこをつくるというところで、条例化したら、またその条例を変えないといけないと。そういった面倒くささがあったからそのまま放置していたと。全然すぐにしなかったからね。その点について、行

政としてそこはね、邪魔くさを放置して怠慢ではなかったかというふうには思うんですが、それについてはいかがお考えでしょうかというところです。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

ちょっとその当時のいきさつをですね、私のほうも存じ上げませんので、今回、整備するに当たって分かりましたので、条例化するということになりましたので、よろしくお願いします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ほんとはね、随分古い話ですけども、ちゃんと引き継ぎはしてですね、これはちゃんと管理規定じゃなくて条例にしないといけないよという、当時、担当のほうからも引き継ぎがあってよかったのかなというふうに思うんですが、今回、条例化するということで、何で今気づいたんだろうというふうに思うわけですが、それについてはちょっと何か整備という言葉も出てきました。そこをもうちょっとちゃんと説明していただけますか。何で気づいたのかと。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そこに関しましてですね、今回、令和6年度の当初予算において、今回条例化します2つのうちの1つですね、忠岡中1丁目1429番地の4を整備をしていこうという計画が出ております。当初予算には実施設計の委託料を計上させていただいておりますが、そういったことがございまして、そのときに今ご指摘のあった規定のままであるというのが判明しましたので、今回、条例のほうに変えさせていただいたというところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですので、今回整備するに当たって気がついたというところが理由であるというふうなご説明であります。その点について、そもそも条例をしなかったというところは、やっぱり忠岡町としては非があると、そこはお認めになりますでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

ご指摘のとおりだというふうに真摯に反省しております。どうも申し訳ございませんでした。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

それで、本会議でも是枝議員からもご指摘、質問がありました。そもそもこの2つの広場をですね、そのまま条例化すると、条例化したらいいいのではないかというふうに私たちは思っているわけなんですけれども、今回、整備をするというところのことが出てきましたので、そもそも西区のふれあい公園を返すといったところの問題があったときに、この東区の広場ですか、これを代替地にするという案もありました。それがその後も残っていたと言うたらおかしいけど、せなあかんというふうに今、町がお考えになっているというところなんですかね。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

その当時も、そういった答弁をしてたかなと思いますが、今回、令和6年度においてですね、実際その事業化というめどが立ちましたので、今回、条例のほうに改めて変えさせていただくというところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

最後にします。すみません。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

こっちの町民運動場のほうの条例に加えると、この運動場の設置条例を見るとね、町民

の健康の増進と体位の向上を図るための町民運動場等っていうふうに書かれているので、子どもをね、私たちはこれ、本当は児童遊園条例に加えたらええんじゃないかなというふうには考えているんですが、今回この町民運動場のほうの条例にこの2つの広場を入れてしまうと、子どもたち、子どものための児童遊園になるのかというところがちょっと気になっているんですが、例えばせっかく整備するんですからね、遊具を置くとか、今の東区のふれあい広場は、隣がゲートボールでお使いに、半分ゲートボールでお使いになっていますし、全くの広っぱみたいな感じやから、子どもは遊びには来ませんわね。そこら辺は、今後やっぱり子どもたちが遊べる公園に整備するという計画であるというところは、ちょっと最後確認したいんですけど。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

現在の計画では、今ご指摘のあった東区ふれあい広場に関しましてもですね、子どもさんが使えるような遊具の設置という部分も計画の中に盛り込んでおりますので、何ら変わらず今と同じような形でご利用いただけるものであるというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらなというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

ほかにいかがでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと何点か確認させていただきます。

この2つの広場なんですけども、今回この忠岡町町民運動場等設置及び管理条例のほうに組み込むということだったんですけども、もともとこの2つの広場というのは、都市計画法に基づいた都市公園ということで、忠岡町の計画の中に入っているんでしょうか。ちょっと確認お願いします。公室長のほうでお願いいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）



都市計画のほうの未供用地という形になっております。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

実は、忠岡町の都市計画の中でこの2つの広場が都市計画の公園という、都市公園という形で、未供用になってますけども、そういう形で位置づけされてるということですので、それであれば町民運動場のほうの設置の管理条例ということでしたしていくというのは、事前にはちょっとお伺いしてます。

それで、今後、都市公園ということなので、都市公園であるから今後整備していくということなので、こちらの条例に入れなければいけないという認識でよろしいんでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そういった側面ももちろんございますし、今回はその他の教育委員会が所管している部分を一体的に一元的に運動場等設置及び管理条例の中で管理をしていくというところで考えておりますので、こういった形をとらせていただいているというところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そういう形で公園の整備、特に線路より西側というのはやっぱり公園がかなり少ない地域であるということなので、今後、令和6年度での公園の整備、子どもたちが遊べる場所、少しでも多くなるというのは、ほんとにいいことだと思ってます。

で、それに当たって、やっぱり、これが令和6年度で設置、工事に向けてやっていくということなんですけども、今回、条例の中でこの2つについて使用料は取らないということなんですけども、それについては今後もそれも、条例にうたってるわけですから、継続してされていって、子どもたちが使うのを中心に考えていっていただくということによろしいでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

はい、議員お示しのとおりですね、子どもたちを中心にということで考えておりますので、今後も何ら変わることはないと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

他に、ご質疑はいかがでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

討論もなきようですので、討論も終結いたします。

続きまして、採決を行います。

議案第8号 忠岡町町民運動場等設置及び管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第11号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、担当課より説明を求めます。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

議案書の35ページをお願いいたします。議案第11号、忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。忠岡町介護保険条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、お手元にご配布しております議案第11号高齢介護課資料1-1、第8期保険料と第9期保険料の比較によりご説明いたしますので、資

料をご覧ください。

左側が令和3年度から令和5年度までの第8期の基準月額と各段階の年間保険料になります。一番上の第8期保険料の基準月額保険料は6,410円でした。この基準月額を基に算出された各段階別保険料年額を記載してございます。右側上段に国から示されている介護保険事業計画等の策定、実行を総合的に支援するための情報システム、見える化システムから算出された令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料は6,896円となります。介護保険準備基金が現在約7,300万円ございますので、その基金全額を取り崩しし、その影響額が499円となりますので、第9期の基準月額保険料は6,397円、年額7万6,766円になります。これを基に段階別保険料率から各段階の保険料を算出し、一番右側に第8期との増減額を記載してございます。色を濃くしているところが基準額であります第5段階です。第8期は7万6,920円でしたが、第9期は7万6,760円で、年間160円の減額となります。

また、国の省令の改正に伴い、保険料段階を8期の11段階から第9期は14段階に追加しております。これは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での再配分機能を強化するためのものがございます。第1段階から第3段階は、国の省令改正に伴う保険料率の変更に加え、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入する低所得者保険料軽減強化を実施しておりますので、本来、第1段階は基準額掛ける0.455ですが、保険料率が0.285となり、第8期の保険料は年額2万3,070円でしたが、第9期は2万1,870円になります。

同様に第2段階は保険料率が0.38となり、年額2万9,170円に、第3段階は保険料率が0.685となり、年額5万2,580円になります。

第4段階から第8段階は第8期の保険料率と同じで、第4段階は年額6万7,550円、第5段階は7万6,760円、第6段階は8万6,740円、第7段階は9万5,950円、第8段階は11万5,140円になります。

第9段階以降は、国の省令の改正により第9段階から第14段階の境目となる合計所得金額を、それぞれ420万円から100万円刻みで定められたことから、所要の改正を行っており、保険料については第9段階は13万500円に、第10段階は14万2,010円に、第11段階は16万1,200円に、第12段階は17万6,560円、第13段階は18万4,230円、第14段階は19万9,590円になります。

続きまして、介護保険料推計の概要をご説明いたしますので、議案第11号高齢介護課資料1-2をご覧ください。

1つ目のグラフは、第1号被保険者の介護保険料の推移です。斜め線の棒グラフが忠岡町で、黒塗りグラフが大阪府平均、白抜きグラフが全国平均でございます。

忠岡町の第1期介護保険料は3,284円、以降、第2期3,292円、第3期4,471円、第4期4,673円、第5期5,098円、第6期5,283円、第7期6,5

57円と推移してきました。第8期計画においては、介護保険準備基金を用いた軽減もあり、第7期と比べ147円安い6,410円となりました。

次の表は、被保険者の状況で、65歳以上の第1号被保険者数は、令和6年度から令和8年度に向け減少傾向となっております。40歳以上65歳未満の第2号被保険者数につきましても、令和6年度から令和8年度に向け減少傾向となります。

次に、要介護・要支援認定者数ですが、総数で令和6年度は971人、令和7年度978人、令和8年度986人となり、上昇傾向が見られております。

次のページの介護予防サービス見込み料ですが、在宅サービス、居宅系サービスの合計で、令和6年度9,216万2,000円、令和7年度9,265万7,000円、令和8年度9,138万5,000円と推計しています。

次に、介護サービス見込み料ですが、在宅サービス、居宅系サービス、施設サービスの合計で、令和6年度13億4,057万5,000円、令和7年度13億5,539万7,000円、令和8年度13億8,320万2,000円と上昇傾向で推計しております。

次に、地域支援事業費の見込みですが、介護予防日常生活総合支援事業費、包括的支援事業、地域包括支援センターの運営及び任意事業、包括的支援事業社会保障充実分の合計で、令和6年度1億1,142万9,000円、令和7年度1億961万4,000円、令和8年度1億995万2,000円と推計しています。

続きまして、介護保険の財源構成では、国や大阪府、忠岡町の負担割合、65歳以上の第1号被保険者の負担割合、40歳から65歳未満までの第2号被保険者の負担割合は、第8期と同じとなります。

次に、地域支援事業の財源構成ですが、こちらも第8期と同じ負担割合となっております。

次に、介護保険料の算出方法の概略で、保険料収納の必要額は、第9期の給付費総額に第1号被保険者の負担分、負担割合が23%を乗じた額になります。保険料賦課総額は、保険料収納必要総額を保険料収納率で割り戻した額が保険料賦課総額となり、これを3年間の被保険者数で割った額が保険料基準額となります。

資料1-3につきましては、今回の改正の新旧対照表でございます。ご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。これよりご質疑をお受けいたします。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

幾つかお伺いします。資料の1-1で、11段階以上で増える方のおおよその人数って、どれぐらいを見込んでおりますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

1 1 段階以降の人数ですけども、合計で9 1 人となります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、確認なんですけど、ここに出る所得金額って、控除前、控除後、どちらに。

いつもこれを見ると勘違いするんで。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

恐れ入ります。扶養控除等の部分でございますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

確定申告で収入から控除、いろいろされるじゃないですか。年寄り控除とか扶養控除とか。された金額にかかるのか、そもそも総所得にかかるのか、どっちなのかという。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

すみません、ありがとうございます。控除後の金額でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、各高齢者推計、1－2でいろいろ資料を頂いてるんですけど、どちらかというと、支援者側の何か統計とかというものはないんですかね。今、支える側の問題って結構起きてるわけじゃないですか。実際問題、求人倍率でいうても、保育士の大体1．5倍か

ら3倍ぐらいまで開きはあるけど、場所によって。これは人がいない。よく昔から言われた、制度あってサービスなしみたいなことね、今後75歳以上の方が、団塊の世代が75歳の終盤に差し加かってきたら、やはり75歳を起点に使う方が増えるわけじゃないですか。特に在宅の方。特に忠岡町って一戸建てに住んでる方が多いんで、移動もそれなりに時間がかかるといった場合に、この辺の要は支援する側の統計とか、一定の何かそのというものはないのかなというのは思ってたんですけど、そういうものってないんですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。今回、改正で出させていただいてる資料が保険料推計の部分になりますので、どうしても利用されるサービスの費用を基に考えるものになりますので、ここに支援者側の統計というものはちょっと含んでないものになってございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ここには載せないとしても、例えば介護保険を今後考えたときに、やっぱり支援する側の具体的な、じゃあ例えば町内の事業所数、そこに所属する人数ですね。あとは、処遇。要は、正職なのかパートで来てるおばちゃんなのかと。

今回、能登の地震でも8割ぐらい辞めた、要は震災地で辞める方が続出したわけじゃないですか。4割全体で辞めたわけなんですけど、そのうちの、辞めたうちの4割の立場がほとんどがパートなんですよね。要は、退職金もないし、そんな人が被災者を頑張って支援して、自分の家族をほっとくって、まずないわけじゃないですか。というように、すごい脆弱なものの上に成り立ってるというのは、僕は前から認識はあるんで、やはりこの辺の統計なり、そういう一定の調査というのは出していかないと、やっぱり介護保険を見るときに、要は利用者ばかりの目線というのは僕、今後はどうかなと思うんです。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。制度設計する中で、まず利用者側のほうの統計というのは多くとるものがございます。ただ、議員おっしゃるとおり、支援者側のほうですねというのが、事業所で何名体制であるですとか、この人数、支え手側が必要であるとか、実際はこれだけの人数

しかいてないとか、そういったような推計というのがちょっとないものでございまして、おっしゃるとおり介護人材というのは不足しているものでございますので、そういった視点のほうからも少し見るような形で考えてみるのも、こういった計画を策定する中で必要サービス量を考える上ではいいかなと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、この8期の計画では、そこは載ってないですよ。載らないですよ、基本的に多分。もう時期的に遅いし、そもそも。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

恐れ入ります。計画につきましてもですね、基本的には国の指針に基づいてつくっているものでございます。そちらのほうに支援側の統計に当たる部分というのが使われていないもので、あと計画上にその部分が入ってないんですけども、ちょっとそれとは別枠で一度ちょっと考えてみるのもいいかなと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

国が示してきてるのは大枠で、これが要は最低限のノルマみたいなものなんで、そこにどう付け足していくか、多分市町村のその辺の危機感の表れとかになってくると思うんで、できたら今後はその辺の部分に反映していくような統計なり調査なりを進めていただきたい。僕らも分かんないですよ、世の中どうなってるかが。やはり現場に入っていないんで、僕も直で。となると、聞いている話と、よくあるケアマネさんの話、僕、ケアマネ協会に入ってるんで、ケアマネさんから聞いている話と行政から聞いている話、全く違うんですよ。だって、大丈夫やと。行政からしたらケアマネは足りてると言うんですけど、現場からしたら、「いやいや、いやいや」という声のほうが結構多いんですよ。この乖離というのは、やっぱりちゃんと統計を取って、データとして表した上で投げかけないと、結局そこで個人の感想、感情が、個人の感覚で話してしまうことになるわけじゃな

いですか。そこに僕らが物を言うても、結局はそこは何の根拠もない中で話をすることになるんで、それって別に無意味になってくると思うんで、その辺についても、その辺を念頭に今後支援者側のそういう統計なりをできるだけ出していただきたいということでお願いしたいところです。

委員長（前川和也議員）

他にご質疑はいかがでしょうか。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

段階が増えたというところで、影響額は幾らになるんでしょうか。11段階の人が14段階に入っていったりして、そこら辺の影響額ね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

すみません、段階が変わることでの増減額ということで、1-1の資料の右端に書いてございます増減の金額ですね。こちらのほうに各段階の人数を掛けまして出る額が約348万円でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、段階を分けたわけなんですけれども、例えば11段階の人が14段階になる方がいらっしゃって、そういった増があって、この段階の高い収入のほうね。ここで影響額が348万円ということよろしいですか。分かりました。

それで、準備基金を7,300万円で、それを今度の保険料の設定のときに基金を入れて、この金額になったわけなんですけども、その準備基金が7,300万円余ったと言うたらおかしいけれども、そういった形になるんでね。それはどういった理由というかな、なぜ余ったかというところは分析されていますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。



委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

これまでの議会でも何度かお話しさせていただいておりますが、令和2年度からはコロナ等の影響もございまして、いつとき使い控えのような状態もございました。その後は、通所を在宅に変えたりとか、皆さん工夫されたのか、少し給付としてのサービスの回復傾向は見られたんですけども、その後、お亡くなりになる方もかなり例年よりも多く出ておまして、認定者数が減ったもので、給付費自体が低く収まったというところございまして、計画よりも低く給付費が済んだことから基金のほうが使われることがなかったもので、7, 300万円残ったものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

コロナでデイサービスなんかも控えてるといった高齢者の人の声も聞きますしね、そういったところで給付費が思ったよりも伸びなかったというところもあるけれども、やはり設定のときに、3年間ね、保険料を変えれないので、なかなか計画するときいろいろと今までの資料とかもして、保険料を決めるわけなんですけど、やはりいつも取り過ぎてないかというところは、私たち党議員団でも指摘はさせていただいています。3年後にこの保険料のほうにその余ったのを入れて、なるべく引き上げるのを下げるといったこともされているんでしょうけども、そもそもその前の3年間の人は払い続けているんだから、取り過ぎたというふうに思うところもあるんです。

なので、やはりこの保険料を計画するとき、取り過ぎないようにというところも視野に入れていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料の設定に関してですけども、やはり保険料が高くなってきますと生活に直接関わってくるものでございます。なので、こちらとしましても、できるだけ保険料の高騰の抑制はしていきたいと考えております。ただ、実際、保険料については使われてるサービスから割り出すものになってきますので、サービス傾向を見ながら設定はさせていただいておりますが、できるだけしっかり綿密に計算のほうをしまして、過度に上がらないよう

にというところはこちらとしても考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回、第9期の保険料が示されてるわけなんですけど、若干ね、高収入の方以外は若干ほんと下がっているけれども、そもそもこの基準額ね、基準額は160円下がったということで、月にして今度の9期が6,396円になるわけなんです。なので、やはりこの基準額、全てこの保険料を出すときに、この基準額を設定して、そこから掛けていくわけなんです、やはり基準額を引き下げないとなかなかこの全体ね、引き下がらないというところと、あとこの介護保険料を決めるときに、この1段階、2段階、3段階、全部ですけども、世帯全員で見るとということなんですけど、やっぱり息子さんと同居されている高齢者の方、介護保険料を払っている方でも、世帯全員で見られると、息子さんに保険料を払ってもらってるわけでもないし、自分たちで自分たちの生活はしている。そして、年金から保険料を払っているというところで、別々で個々で払っているのに、計算では世帯全員で見ると。ここも問題だなというふうに思っているんです。

なので、やはりこの第5段階の基準額ね、これでも世帯に住民税課税の人がおるというところで、ここになっちゃうんだけど、本人は住民税非課税ね。所得金額の合計80万円を超えてというところで、非常にその年収が、収入がもう年金だけで、そんな高い方ではないという方であっても、この第5段階になって、1か月6,396円も払わないといけなというところで、非常に高いと、介護保険ね。なので、これを引き下げるために、基金入れるだけじゃなくて、やっぱり一般会計から入れて保険料を引き下げると、そういった努力も要するというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

仰せのですね、一般会計から追加で投入しまして基準額を下げるというところなんですけども、もともと町からの負担割合というのは国の法で定められているものでございまして、12.5%導入してございます。で、追加で入れるというところなんですけども、保険料設定の原則が三原則というところで国のほうから示されているものがございまして、一般会計からの投入はちょっとしないというところで書かれているものもございまして、その他ですね、ほかの課税、非課税の方等々との負担の公平性なども鑑みまして、国の制度の

基準どおりで運用させていただきたいと考えておりますので、現時点で一般会計から追加で入れるということは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

忠岡町も投入されているということだけど、12.5%ということで、三原則はあるけれども、これを、介護保険に一般会計からお金を入れると、繰り入れるというところでペナルティーというものはないですね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

特にペナルティーという、示されているものはございません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ペナルティーもないというところで、もちろんこの国と府の負担割合、載ってますけれども、国が25%、府が12.5%というところで、やはり国の負担率を上げると、これがそもそもだというふうに思うんですけれども、やはりペナルティーがないというところでね、やっぱり一般会計から繰り入れて。この介護保険というのは非常に高いですね。

あと、使いたいけども使えないと。当初の介護保険が2000年からスタートしているけれども、非常に今ね、認定が厳しくなっていると。なので高いお金を出して、使えたらいいけれども、使えないと、そういった不満の声がたくさんあるわけなんです。

なので、もう一遍聞きますけど、やっぱりペナルティーがないというところで、やはり一般会計から繰り入れる努力が要るということと、あともう1点は75歳以上の第1号被保険者ね。保険料を払っている人の、ちょっとどこかに書いてあるのかもしれないけど、人数に対して保険の、この介護保険の認定を受けていらっしゃる方という割合はどうでしょうか。この2点、ちょっともう一遍お聞きします。ペナルティーの分がないということで一般会計から繰り入れるということと。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

仰せのとおり一般会計からの追加の繰入れについてペナルティーはないものでございますが、法定割合で負担割合、決まっておりますので、そちらのほうで公平性も加味しながら運用していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

あと、被保険者数に対しての認定者の割合というところですね。そちらについて、人数ですけども、資料１－２の下段にございます認定者数ですね。今時点、令和５年度で見ますと総数９５０人ほどいらっしゃいます。大体２０％程度の割合で推移してございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひ一般会計からの繰入れということはしていただきたいというのと、それから２０％、２割の方しか介護保険の認定を受けていらっしゃらないということで、８割の方がね。使わんでええ人は使わんでええんですけども、８割の方が、やっぱりお金は払っているけども、使っていないと。これは国保と違って介護保険というのは認定も要りますし、非常に厳しくなっているというところで、やはり使いたいサービスが使えないといった声が非常に多いんです。そこら辺もあって、わずか２割しか介護保険が使えていないといった状況で、今回この保険料の設定ですね。非常にやっぱり基準額が高いというところで、やはり収入が多い方の影響額が、３４８万円という答えがありましたけども、その分、１段階とか２段階の方、３段階下がっているけれども、じゃあ、これを見ると影響額の出た方のお金を結局こっちの低いほうの方に回すといったところで、やはりそもそもこういった仕組みがいけないというふうに思うんです。やっぱり上げるんじゃないくて、ちゃんとここは一般会計からも入れるというところで下げるということの努力が必要ではないかというふうに。でないと本来の解決にはなっていないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

今回の1段階以上の方が上がり、1段階から3段階の方が下がるというところですけども、まず、国のほうもそういった形を1号被保険者内での所得の再配分機能の強化というところで、その高い所得の方から頂いた上乘せ分の保険料を低所得者の方のほうに回して、低所得者の方の保険料を抑制するといった狙いのところでございまして、この方法につきましては今後の保険料、高齢者の方が増えていく見込みの中で抑制にはつながるものかと考えてございます。

で、一般会計からの投入でございますけども、やはり制度の中での公平性ですとか法令のほうの遵守というところで、法定割合に沿った運用というのはこちらとしてもしていきたいところですので、現時点ではやはり一般会計からの繰入れというところでは行わない方向で行きたいと考えております。

また認定につきまして、2割程度の方が使われているんですけども、厳しくなっているとおっしゃっておられましたけども、認定については従前より国のマニュアルがございまして、全国統一のマニュアルで運用してございます。なかなか認定を受けれない、思った介護度が出ないとなると厳しいという印象を受けることが多いんですけども、ルールに沿ってきちんと運用させていただいていると考えておりますので、介護の手間ですとかいろいろご本人の状態とかいろんなことは加味させていただいておりますので、その辺りについては適切に運用させていただいているというところでご理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

最後にします。やっぱり適正な認定が受けれているというふうに思っていらっしゃるけれども、今ね、その状態が、今までどおりだったら下がると、介護の認定が下がると。今、例えば要介護1であつたら要介護1で、今度認定のときに1が、今までと同じような状態やったら要支援に下がっちゃうという例もあるわけなんですね。ですから、やっぱり受けたサービスが減らされると、サービスが受けられなかったら生活がしづらいと、そういった声があるので、そこら辺はちゃんとその人に合った認定をきっちりとしていただくということは、要望しておきます。いかがでしょう。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

議員おっしゃっておられます要介護１と要支援２の境目なのですが、こちらマニュアルのほうで決まっている中で、６か月以内の状態が不安定かどうか、安定しているかどうかというところの条件が１つございます。

もう一つ、認知症があるかどうかという、この２つの条件をもって要支援２になるのか要介護１になるのかという振り分けがございまして、退院したて等、状態が安定されてない方等々の条件であれば介護１になったりとかですね。その後、症状固定ですとかいろいろな状態が安定した場合は要支援になるというのは実際ございます。ただ、そこはマニュアルにのっとってのものになってございますので。ただ、そこでサービスが足りないですとか、やはりいろいろ、ちょっと問題が出てきてる、やっぱりそんな状態ではないということがございましたら、いつでも窓口のほうにご相談、来ていただけましたら、区分変更ですとか認定の見直しの作業などもさせていただきますので、必ずしも上げれるものではないのですけども、状態のほうをお聞きさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

マニュアルというものがありますけれども、なかなかね、高齢者の方はそのマニュアルに沿って、日々の状態をできるとか、そういったことを言うことが多いんですね。ですので、やっぱり人と人ですので、マニュアルどおりじゃなくて、やっぱりその人をちゃんと見て、その人に合った認定が出るようにね、そこは努力していただきたいというふうに思いますので、それは要望しておきます。

委員長（前川和也議員）

他に、ご質疑いかがでございましょうか。

三宅委員、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

先ほど介護のほうで職員さんの、支援者側のことを言いたいんですけど、これはちょっとずれるんですが、障がい者のほうもその視点で、できたら統計なり調査なりを今後反映して始めていただきたいなということなんですけど、よろしいでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

検討してまいります。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。以上です。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

反対討論。

委員（河野隆子議員）

反対討論です。

委員（河野隆子議員）

反対討論、河野委員、どうぞ。

委員（河野隆子議員）

反対討論です。

この9期、今までの介護保険、2000年からできてるわけですけど、年々非常に保険料が上がっていると。そこはこの資料も出していただいているのでよく分かるかというふうに思います。そして、今ね、政府の考え方というのは、高い所得のほうの人から保険料を取って、で、低所得者の方を下げると、そういった狙いがあるって、そこで抑制していくと。非常にこのやり方が問題だというふうに思うんです。

今回のこの保険料の基準額を見ても、年間わずか160円下がり、月やっぱり6,396円というのは非常に高い介護保険料です。そして、使えるサービスが受けられないといった声もある中で、この高い介護保険料の設定というのは認めることはできません。やはりこういうやり方ではなくて、国と府、そして町の負担割合を増やすと、そういったところの努力が、町のほうは努力が必要であるし、国と府のほうにもやはり保険料の負担率を上げると、そういった声を上げていただきたいというふうに思います。

ですので、今回のこの介護保険料の改定には反対をいたします。

委員長（前川和也議員）

他に、討論はございませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

これで、討論を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

反対討論がありましたので、起立により採決を行いたいと思います。

議案第１１号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数です。

よって、議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第１２号 令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）について、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

議案書の３９ページをお願いいたします。議案第１２号、令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）について、福祉文教常任委員会に係るところのみご説明させていただきます。

第１条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１，０８１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９４億２，５４７万９，０００円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により、ご説明させていただきます。

議案書の４３ページをお願いいたします。歳入で、第１４款 国庫支出金、第１項 国庫負担金、第１目 民生費国庫負担金で、補正額１，０８３万９，０００円は、自立支援給付事業負担金でございます。

第１５款 府支出金、第１項 府負担金、第１目 民生費負担金で、補正額５４１万９，０００円は、自立支援給付費事業負担金でございます。

次ページにまいりまして第２項 府補助金、第２目 民生費補助金で、補正額４８９万円は、重度訪問看護等利用促進支援事業費補助金でございます。

次ページにまいりまして、歳出でございます。

第３款 民生費、第１項 社会福祉費、第２目 障がい福祉費で、補正額２，２５４万



9,000円は、第12節 委託料、障がい者相談事業委託料87万円で、詳細ですが、これまで障がい者相談支援事業については、社会福祉法上の第2種社会福祉事業として位置づけられ、消費税上の非課税事業所として取り扱われてきたことから、平成24年の法改正の相談支援体系が見直しされた際、本町において引き続き第2種社会福祉事業との認識の下、非課税事業所として委託を行ってきました。しかし、令和5年10月4日付の国からの通知により課税対象であると明示されたことを受け、今回、消費税相当分のみを補正予算に計上した次第です。

続いて第19節 扶助費、介護給付費、訓練等給付費2,167万9,000円でございます。うち介護給付費訓練等給付費については、自立支援給付事業負担金において国2分の1、府4分の1の財源措置がございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

これよりご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

まず、歳入のほうからお伺いいたします。44ページの府支出金の補助金である重度訪問介護等利用促進支援事業費補助金なんですけども、これについては、それに当たる歳出がどれにも当たってないような気はするんですけども、この補助金って一体どういったもののでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

歳出でいいますと介護給付費のところになります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、先ほど介護給付費、歳出のほうですけれども、介護給付費のほうで国が2分の1、府が4分の1、で、たしか忠岡町、町が4分の1だったと思うんですけど

も、それのお金をちょっと超えてしまうんですけども、これはここにもう組み込まれてるということでよろしいんですか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

介護給付費の中にもいろいろと、例えば居宅介護であったり重度訪問介護とか、いろんな項目があるんです。で、実際、大阪府におきましては介護給付費で超えた部分のところを見ていただくと。ただ、大阪府の予算の配分、予算に限りがありますので、それを割っていくという仕組みでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今回この介護給付訓練等給付費の、忠岡町のほうが2, 167万9, 000円あって、歳入のほうでそれぞれ国が2分の1、で、府が4分の1ということで歳入に上がってるんですけども、それとは別で大阪府の事業として、超えた部分に関しては今回、府のほうから補助金を頂けてるという認識でよろしいんでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そのとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

続きまして、45ページです。先ほど説明していただいた障害者相談事業等委託料なんですけども、説明していただいたとおりこの事業が、当初非課税だと思っていたものが、国の通知で課税対象であるということで、今回この87万円という委託料、別途歳出、出

てるんですけども、この８７万円についてどれぐらいの期間の金額か、教えていただきたいと思います。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

各年度ずつで。期間でよろしいですか。

委員（二家本英生議員）

期間で。

地域福祉課（藤原直臣課長）

平成３０年から令和５年度までの分で、合計が８７万円でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

分かりました。確定申告の下限があって、税の期限が５年ということなので、過去５年に遡って、それと令和５年度分としての金額で８７万ということで理解しました。当然、その過去の税を納めることなので、延滞料とか多分これから発生すると思うんですけども、その扱いについては今後どのような形で進めていくんでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。この本議会が決まりましたら、事業所のほうにこの消費税分をお支払いさせていただき、その事業所が税務署のほうに納付すると、その日をもって確定したところで延滞金の確定という流れになります。

以上です。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしますと、その延滞料についても今後、議会のほうで補正予算なりが計上されるということでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

先ほど説明あったとおり、この分が課税対象であるということで、今回こういった措置になってると思うんですけども、やっぱり障がい者の相談事業というのも、これは福祉的なことがすごい多大にあると思います。そういった中でこの事業だけ、ほかの一般相談支援事業とか特定相談支援事業とかは非課税であるのに対して、この障がい者の相談支援事業だけが課税対象になっている。それは、同じ相談事業であって、なぜこれだけ課税対象になっているかというのがあって、これも多分全国的に問題になってきているところだと思います。

今後、やっぱりこの福祉部分が大いにあるこの相談事業に対して、忠岡町としても国や府に対して、この事業は福祉的な部分であるから非課税にしてほしいっていう要望とかって出されたりはするんでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。今回のこの相談支援事業の社会福祉上の取扱いについては、議員おっしゃるとおり、全国で誤りのところが多くて、そういった経緯もあって去年の10月にこども家庭庁、厚生労働省からの文書を出したという並びになります。ということは、やはり誤解を招くようなところがかかなりあったのかなというふうに推測されます。そういったこともありますので、我々としてもこの部分が消費税扱いなのかどうかということも含めて、今後そういう要望できる場があれば言うていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、その下の介護給付費訓練費等の給付費なんですけども、今回補正で2, 100万ほど上がっております。これだけの補正予算を組むというぐらいですから、どれぐらいのサービスが増えたのか、教えていただきたいと思います。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。毎月、国保連のほうから請求月ということで出てくるんですけども、去年の5月の当初ですね。例えば介護給付費のところであれば月額1, 550万でした。それが現在でいくと1, 680万程度、約120万ぐらい増えています。訓練等給付におきましては5月当初であれば1, 500万でした。1, 500万ぐらいでしたけれども、それが12月現在でいきますと1, 900万ということで420万円の増と。この両方ですね。大体540万ぐらいが毎月上がってきてまして、今年度の支払いの中でしんどくなってきたというのが現状でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

当初の見込みよりか、そのサービスを使われる方が増えてきてるということで、それで今回補正予算ということを組み立てると思います。事前にちょっと話を聞いた話では、忠岡町内の中でも就Bですね。就Bの事業所が増えていて、そこで訓練等々をやっているから、ちょっとその給付費も増えてきてるってお伺いしてたんですけど、それは間違いないでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。もう対象になるのが今年の5月と今年の12月になるんですけども、例えば就Bのところではいきますと、これまで66人だったところが73人に増えてるというところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

就Bも増えてるし、いろんな形の給付サービスも増えてるということで、当初の見込みから増えているという。当然これは当初予算で組むときもかなり予測が難しいところではあると思うんですけども、こうやって補正予算を組んでいただいていますので、そのサービスが滞るということはないと思いますけども、もう少し当初のほうである程度の見込みを検討していただけたらありがたいなと思っています。その点についてはいかがでしょうか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。ちょっとコロナとかもありまして、なかなか見込みのところも難しかったんですけども、その辺はもうちょっと慎重に考えていきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、就労支援のB型ですかね。人数は今聞きましたけれども、事業所さんというのは増えてきているんですか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

忠岡町内ということですかね。就Bでいきますと、今大体5件から6件ぐらいあります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

増えたからということではなく、事業所は増えてないんですか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

全体的に増えてるかどうかというのは確認はできてないんですけども、うち、サービスを使ってる観点からいきますと、利用する機会が増えたというところでご理解いただければと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

5件か6件かとお聞きしたんですけど、すみません、私もちゃんと分からないんですけどね。そういった事業所ができると、新たに、そういったところでは忠岡町は把握はされるんですよね。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

岸和田にあります広域指導課のほうからそういう情報が来ますので、忠岡町内には何件あるというのは把握しております。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

討論も終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第１２号 令和５年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第１３号 令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）についてを、担当課より説明を求めます。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書の４９ページをお願いいたします。議案第１３号、令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

第１条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、予算に関する説明書の７ページをご覧ください。今回の補正は、国民健康保険料の収入不足による収入減が見込まれるため、国民健康保険料の減額補正及び国民健康保険事業財政調整基金繰入金の計上に伴う財源更正を行うものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書の５２ページをお願いいたします。歳入につきまして、第１款 第１項 国民健康保険料、第１目 一般被保険者国民健康保険料で１，９００万円の減額。その内訳として、基礎賦課分現年分１，５２３万２，０００円の減額、後期高齢者支援金分現年分１８４万３，０００円の減額、介護納付金分現年分１９２万５，０００円の減額でございます。

第６款 繰入金、第２項 基金繰入金、第１目 国民健康保険事業財政調整基金繰入金で、補正額１，９００万円の追加は、国民健康保険事業財政調整基金繰入金でございます。

説明は、以上でございます。



委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

1, 900万円が足らなくなったので、国民健康保険の基金から入れるということなんですけど、なぜこのようなことが起きたのかという説明をお願いいたします。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

まず、こちらなんですけれども、被保険者数の減がございました。被保険者数の減につきましては、令和4年度の決算より令和4年度年度末時点、3, 315人いてましたけれども、令和5年度1月末時点で3, 136人で178人の減となっております。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

それとあわせまして、コロナ減免なんですけれども、令和5年度は実施がございませんでした。被保険者数の減と合わせまして、コロナ給付金で収入の上がった方につきましては、その所得に対しての保険料賦課という形になりますので、保険料を納付しづらい方がいらっしゃったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

かなり加入者の減があったということで、この178人の方は社会保険のほうに移ったということですね。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

社会保険に移った方ですとか、あと後期高齢者医療、そのような移行もございます。

委員（河野隆子議員）

失礼しました。そうですね。75になったら後期高齢のほうに移るので、そちらのほうの比率のほうが高いのかなというふうに思います。ですね。そちらの人数のほうが多いですね。比率にしたら。

で、このコロナ減免の今ご説明あったんですけども、令和5年は減免制度がなかった。なので、なくなってから納付しづらくなったということなんですけれども、そこら辺がちょっと今の説明で、ちょっと私が理解できないんですけども、減免制度、令和4年度は協力金をもらった人があったけれども、いろいろな減免があったと思うんですけど、この令和5年度は減免制度はなかった。令和5年はなかったわけなんですね。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和5年度はコロナ減免はございませんでした。

委員（河野隆子議員）

そしたら、この減免がないから納付しづらくなったという方は、もちろん協力金とかもないし、収入も下がっているというところで、そのこのこういった方は減免の制度に乗っからないんですか。乗っかっても納付しづらいということなんでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。コロナ減免とはまた別に収入の減少などによる減免というのはこれまでも本町、実施してきておりまして、収入減少の減免の決定をこちらはするわけなんですけれども、その下がった額に対しても分納相談を頂くというケースはございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、ちょっと私の記憶のあれで。今、府の減免は大分、数年前にできたけれども、それとあと町の減免も今もあると、法定減免とか関係なしでね。国の条例減免関係なしで、町独自の減免は残っているというところですかね。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

減免の種類は大阪府の運営方針に基づいておるんですけれども、その内容につきましては、一部本町で平成30年度に変えなかった部分がございますので、それはそのまま現行、令和5年度までは実施してきておるところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、府の減免制度に外れちゃうというか、対象者は広がったけど、ちょっと厳しくなったと思うんですね。所得とかそういったところで。そういった人を受け皿に、そういった方の受け皿になるような減免制度があるということで理解しておいてよろしいですか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府の制度を補うものではなくて、大阪府の運営方針と同等の本町の独自の制度があるというものになります。

委員（河野隆子議員）

委員長、すみません。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もっとちゃんと調べておいたらよかったんやけど、それなら同等ということは対象は一緒ということですか。ということ。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

減免の割合などは同じなんですけれども、対象の期間なんですけれども、大阪府の運営方針の中では減免の申請から減免される期間についてなんですけれども、本町は令和5年度まではいつ申請に来られても、その年度の保険料の減免は賦課のところまで遡って実施しておったんですけれども、大阪府の基準では減免の申請のあった日の属する月以降で保険料を納付することが可能となるまでの期間という形で所得減少のほうは定められていま

すので、その分が平成30年度から令和5年度までの制度の違いという形になります。

委員（河野隆子議員）

それなら期間がちょっと遡っていただけるということですね。

保険課（泉 亜希課長）

はい、令和5年度まではそのような対応で進めております。

委員（河野隆子議員）

分かりました。委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、令和5年度までということは、令和6年度からちょっと悪くなるということも考えられるんですか。なくなるということですか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和5年、令和6年度からは大阪府の運営基準に基づいて減免も実施していくという形になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

国保ね、非常に高いので、府とも一緒になっちゃうということでかなりね、忠岡町が今まで、やっぱり住民さんの顔を実際窓口でも見られる、相談もあるというところで、いろいろ今までは努力してきたところだけど、もうこの広域になっちゃうということで、非常に保険料はどんどんと上がっていくということだというふうに思っています。

で、この国民健康保険の財政調整基金ですね。これを入れるということで財源更正ということですけども、ふだん財源更正というところで、補正予算なりいろいろと今までもあったけれども、国から入ってきたから一般会計から、国から入ってきたんで財源更正しますと、そういったこともよくあるんですが、この財源更正といっても、そもそも住民の皆さんから取り過ぎて、そして全く保険料の引下げには使えない、そういったこの基金であって。しかし、今回はこれ、町の都合というたらあれですけど、そういったところにはこういった基金は使えるということだというふうに思います。

それで、やっぱり基金、今基金、幾らありますか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和6年の2月の19日現在で2,331万939円で、現在、資金運転のために5,000万円の一時借入を行っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですので、やっぱり基金は国民保険料の引下げに使うべきだというふうに。高いですからね。本当に高いということは言わさせていただきます。ぜひ使ってほしいというふうに要望しておきます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

確認だけさせていただきたいと思います。

先ほども令和4年度にコロナ等の給付金を頂いて、収入が増えた方がいらっちゃって、その方がその収入をもって保険料が決定されるということで、令和5年度で保険料が算出されてるわけですが、それが高過ぎた、元の給付金もなくなって、元の事業に戻ってしまって、保険料が高過ぎるということで払えないということもあって、今回収入、これだけ減ってるという話だったと思うんですけども、その減免申請された方の件数ってどれくらいあったんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

収入減少ですとか退職の方、理由は様々でございますけれども、全部で令和6年2月26日現在で99件ございました。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

その件数というのは、令和３年、令和４年、そこはちょっとコロナの減免もあつたりはしたんですけども、そのコロナ減免が始まる前、令和２年とか元年ですかね、のときの減免の件数ってどれぐらいあったのかというのと、どれぐらい、今回これ増えてるか、教えていただければと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、令和２年度ももうコロナが入ってきてるんですけども、令和２年度のコロナ減免ではない減免は６８件ございました。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたら令和５年については、給付金の関係もあって、減免の件数がちょっと多いかなという感じで、それが影響で今回この賦課額が少なくなってきた、収入不足が出てきているということで、分かりました。

委員長（前川和也議員）

これにて質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

討論はありませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

討論も終結いたしまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第１３号 令和５年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第14号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを、担当課より説明を求めます。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書53ページをお願いいたします。議案第14号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,952万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,623万7,000円とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の8ページをご覧ください。今回の補正予算は、令和5年度後期高齢者医療保険料の当初推計額からの超過見込み分を歳入予算に計上し、歳出において対応する後期高齢者医療保険料等納付金の増額分の計上を行うものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書56ページをお願いいたします。歳入につきまして、第1款 第1項 後期高齢者医療保険料、第1目 特別徴収保険料で補正額471万9,000円の増加は、現年分、第2目 普通徴収保険料で補正額1,480万5,000円は、現年分でございます。

歳出につきまして、第2款 第1項 第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、補正額1,952万4,000円の追加は、後期高齢者医療保険料等納付金でございます。大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料負担金につきましては、例年、大阪府後期高齢者医療広域連合が示す保険料等負担金推計を基に予算計上していますが、令和5年12月13日発出の後期高齢者医療広域連合から補正予算に関する通知があり、実際の保険料収納額が予算額を上回る見込みとなりました。それに伴い保険料負担金についても増額することが必要となり、増額補正を行うものでございます。

なお、補正額につきましては、令和5年度と令和4年度を比較して算出した伸び率を令和4年度に乗じた年間収納見込みに基づき計上いたしております。

説明は、以上でございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

さきの議案の国保から178人の方が抜けたというところで、75歳以上の人がそのうち何人入ったのかというところで、もともと75歳になるというのはそもそも町で分かってるわけですから、この見込みより増えたというところ、超過見込分ですね、これはどういった理由なのでしょう。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

今おっしゃってくださいましたように被保険者数の増もあったんですけども、こちら、後期高齢者の被保険者の方に対しましても、さきの国保と同じような感じで、コロナによる収入増の方に対しての賦課があって、それをその所得に対しての賦課された金額が高くなったというものの中にはございます。

一番大きいのは被保険者の増ですね。大阪府全体で広域連合がこの負担金、保険料の収入と負担金の納付という、その2本柱でもう1回試算したわけなんですけれども、大阪府下全域で各市町村が当初見込んでおった特別徴収の保険料も普通徴収の保険料も、被保険者数の増などによって追加が見込まれるということになりましたので、大阪府全域での収入増という形になります。

で、この納付金というのは本町が保険料を受け取る形になるんですけれども、翌月に全額、広域連合に納める形になります。なので、保険料が上がったということで、こちらの納付金のほうも翌月には広域連合に納める形になりますので、その対応した金額を補正予算として上程させていただいておるところになっております。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、そもそも府下全部が一緒ですので、75歳以上の人がこれだけ増えるというのはそもそも分かることだというふうには思うんですけども、見込み間違いか、計算間違いが、そういったところがあるんですかね。人数、大体分かりますものね。



保険課（泉 亜希課長）

広域連合の推計と試算によるものになりますけれども、思っていたよりも所得のほうがあったというものになるかというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

所得の部分がかったということで、これは2年ごとに改正なんですけど、すみません、今度、令和6年度改正ですかね。それでもしそうでしたら、また金額、保険料は上がるんでしょうかね。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。6年度、7年度の後期高齢者医療保険料率につきましては、均等割は、4年、5年度は5万4,461円が現行、令和4年度、令和5年度のものでございます。そちらが令和6年度、7年度につきましては、均等割額が5万7,172円になります。

続いて、令和4年度、5年度の所得割率なんですけれども、11.12%だったものが、所得割率が6年度、7年度は11.75%になります。1人当たりの平均保険料でいいますと4年度、5年度につきましては8万7,664円、6年度、7年度の1人当たり平均保険料につきましては9万5,666円という形で予定しております。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

また、かなり上がりますよね。均等割も所得割もね。上がるということで、75歳以上の人も保険料、大変だというふうに思います。で、年金から引かれる方が多いので、これは取りっぱぐれがないというところもあると思うんですけど、今回のように見込み違いということで、所得が上がったというのが1つの理由でありますけれども、余ったこのお金は納付金、広域連合のほうの納付金に納めると、翌月すぐに納めるということでもありますので、やはりこんだけ金額が上がるということで、この広域連合のほうの会議もね。担当

課の方はいらっしゃると思いますので、実情も踏まえてやっぱり引下げということの意見というのもぜひ上げていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

機会を見て、そういうお声を頂いているというのは伝えてまいりたいというふうに考えております。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

討論もなきようですので、討論も終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第14号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、本会議最終日において委員会委員長報告を行いますので、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

その他、理事者のほうで何かございませんか。ないですね。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、これにて福祉文教常任委員会を閉会したいと思います。閉会に当たりまして町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

はい、どうぞ。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。その上ご可決いただきまして、誠にありがとうございます。

介護保険料とか国民健康保険料、いろいろ、これはもう永遠のテーマでございます。本町に限らずいろんなところでは当然こういう問題が出てこようかなと思いますけれども、本町といたしましても出づるを制するという感じですね。中でいろんなところで一生懸命、基金を集めながら、例えばクリーンセンターの経費を削減しながらお金を一生懸命ためてですね、また違う方向で住民サービスができるように努めてまいりますので、皆様方、ご協力いただきまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

これにて本委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（「午前11時55分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年3月4日

福祉文教常任委員会委員長      前 川 和 也

福祉文教常任委員会委員      河 野 隆 子